

有^チ料^ヨ職^イ業^ス紹^ス介という選^ス択



将来ベトナム等に進出するために
現地リーダー候補生等を育てたい
ベトナム等の企業との取引を始めるために
自社の社員として通訳を雇用したい

でも、そんな人材どうやって探すの??



ご登録・ご相談は、

☎0799-82-3357

AGGに相談

AGGの3つの安心

① 完全成功報酬

求人広告などの無駄なコストは1円もかかりません。
報酬は紹介者が入社した後にいただきます。

② ベトナム、ミャンマーとの太いパイプ

グループ内に実績のある技能実習生管理組合を有しており、
ベトナム、ミャンマーに広いネットワークを持っています。

③ 求職者日本語レベルの保証

日本語学校も経営する有料職業紹介所であるため、求職者の
日本語能力判定は確実です。



しかも、登録だけなら無料！



Awaji Global Gateway

お問合せ先

AGG淡路グローバルゲートウェイ 有料職業紹介所

〒656-1711 兵庫県淡路市浅野南86-1

許可番号: 28-ユ-300660)

IBCAビル1F

TEL: 0799-82-3357 FAX: 0799-82-3359

有料職業紹介の流れ



1. 求人申込

- ・「求人票」に必要事項をご記入いただき、メールもしくはFAXにてお申込みください。求人票を受け取り次第、担当者より詳細につきましてご連絡いたします。

2. 人材紹介

- ・求職者データよりご希望に適任と思われる人材を紹介します。

3. 面接

- ・ZOOM面接、もしくはご指名いただいた求職者を同行してお客様の事務所を訪問、面接試験をしていただきます。

4. 合否

- ・【ご採用の場合】
紹介者に最終確認後、入社日までの調整を行います。
- ・【不採用の場合】
紹介者にその結果を伝え、新しい人材を紹介いたします。

5. 契約

- ・職業安定法に基づき、雇用契約書を取り交わしていただきます。

6. 正式採用

- ・紹介者が御社へ入社するまで責任をもってフォローいたします。

7. お支払

- ・別紙料金一覧表に従い紹介手数料等をご請求します。
期日内に指定口座にお振込みください。
※紹介者が1年以内に退社した場合などに対し返金制度を設けています。

—職業紹介に関する相談・苦情窓口—

求職者又は求人者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。お問合せ先の苦情窓口までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

AGG淡路グローバルゲートウェイ
有料職業紹介所(相談・苦情窓口)

☎：0799-82-3357 / ✉：info@agg.ne.jp

※ 電話受付については、平日9時～17時となります。

※ 来所の上、相談を希望される場合は、事前予約をお願いします。

業務の運営に関する規程

事業所名：A G G 淡路グローバルゲートウェイ

第1 求人

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示して下さい。但し、紹介の実施について緊急の必要がある為、予め書面の交付又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を予めこれらの方法以外の方法により明示して下さい。

4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の手数料表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込み下さい。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の掲示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、

労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要がある為、予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 一旦、求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとる為、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間、その求人者に対し紹介を行いません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く)したか否かについて求人者から本所に対して報告して下さい。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内及びベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国の全職種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、全て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ね下さい。

令和5年4月1日

代表者 三谷 展優

個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務局の全職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者である河上麻世とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は、職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者である河上麻世とする。

事業所名称：A G G 淡路グローバルゲートウェイ